

武蔵野市第六期長期計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第2条第1項の規定による武蔵野市第六期長期計画（以下「長期計画」という。）の策定にあたり、同条例第4条第2項の規定により設置する武蔵野市第六期長期計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の検討に資するため、武蔵野市第六期長期計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 市民会議は、長期計画の策定にあたり、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 長期計画の策定において議論すべき課題に関すること。
- (2) 武蔵野市（以下「市」という。）が目指す将来像に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、市民会議の委員の公募に応募したもので、市長が適当と認める者（以下「市民委員」という。）10人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 平成30年4月1日現在18歳以上であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 長期計画の策定及び市民会議の設置の趣旨を理解していること。
- (4) 全4回程度開催する市民会議に出席することができること。
- (5) 武蔵野市議会の議員又は市の職員でないこと。

(策定委員会委員の指名)

第4条 市長は、市民委員のうち2人以内の者を、策定委員会の委員として、市民会議の意見を聴いたうえで指名する。

(市民会議サポーターの参加)

第5条 市長が必要と認めるときは、会議に市民会議サポーター（市民会議の効果的な運営を補助するため、市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）を参加させることができる。

(謝礼)

第6条 市民委員及び市民会議サポーターの謝礼は、市民会議の会議への出席又は参加1回につき4,000円とする。

(設置期間)

第7条 市民会議の設置期間は、市民委員の委嘱の日から平成30年9月30日

までとする。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年9月30日限り、その効力を失う。